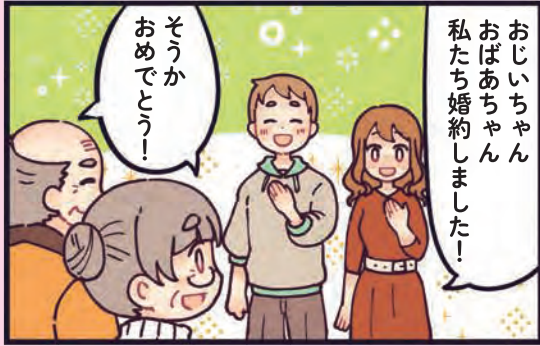


結婚・子育て支援信託とは



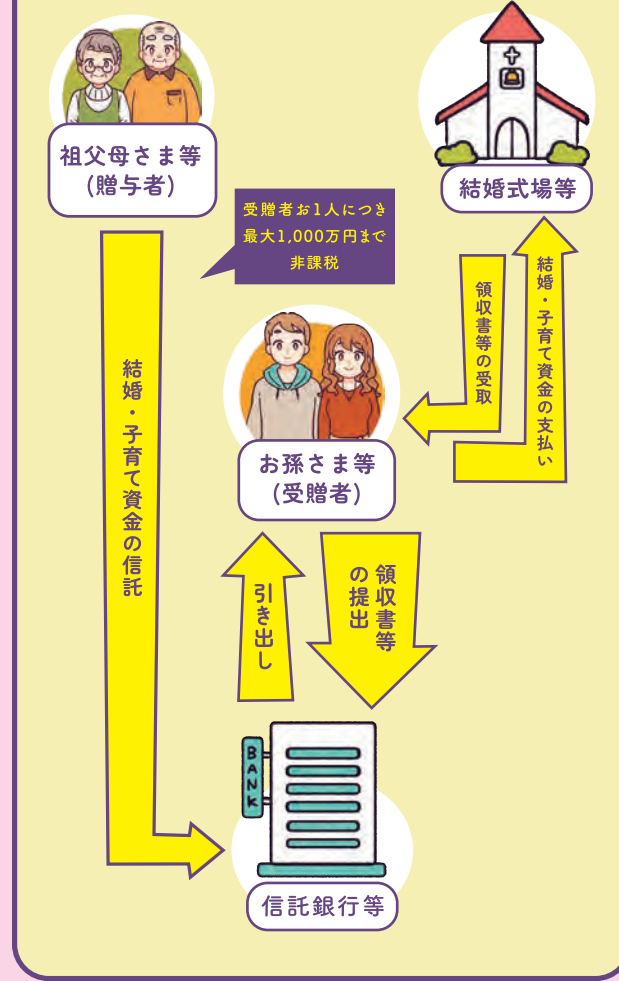
※結婚・出産・子育てに関する資金として使われなかった資金については、贈与税が課税されます。
 ※終了までに贈与者が死亡した場合には、その時点の残額に相続税が課税されます。

結婚・子育て支援信託

お子さま・お孫さまへの一括贈与が
1,000万円まで非課税!



制度のイメージ図



結婚・出産・子育てに関する資金として利用されます

- ①贈与者は、信託銀行にお金を信託します。
- ②受贈者は、信託銀行を経由して必要書類を税務署に提出します。
- ③結婚・子育て資金が必要になった場合、受贈者は、信託銀行に対してお金の払出しを請求するとともに、領収書等を提出します。
- ④信託銀行は、受贈者から提出された領収書等が結婚・子育て資金に関するものであるかどうかを確認します。

結婚・子育て支援信託を
 より詳しく解説!



信託に関するご相談・ご要望や苦情を受付けいたします。

0120-817-335 (無料)
03-6206-3988 (携帯電話の場合・有料)
 受付時間 9:00~17:15 (土・日・祝などの銀行の休業日を除く)

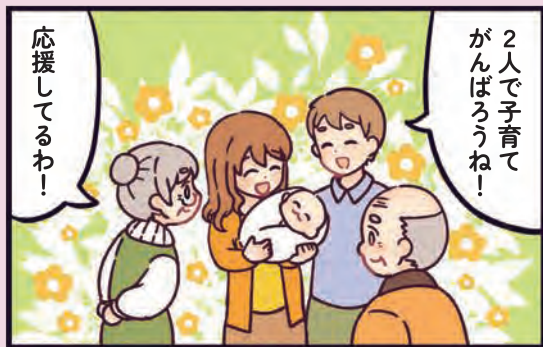
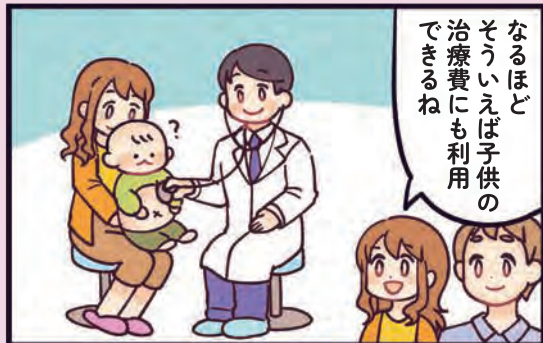
お手続きの流れ



※贈与を受けるお孫さま等は、次の条件を満たしている必要があります。

1. 年齢が18歳以上50歳未満であること。
2. 信託する日(追加で信託する日を含む)の前年における合計所得金額が1,000万円以下であること。

子育て

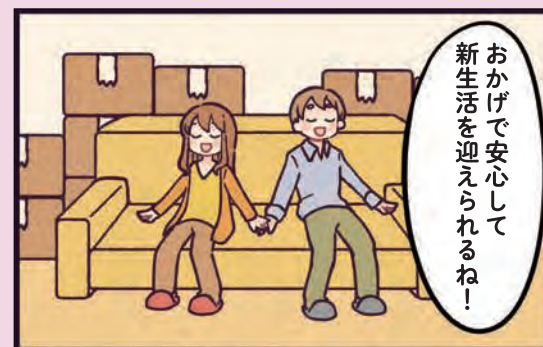
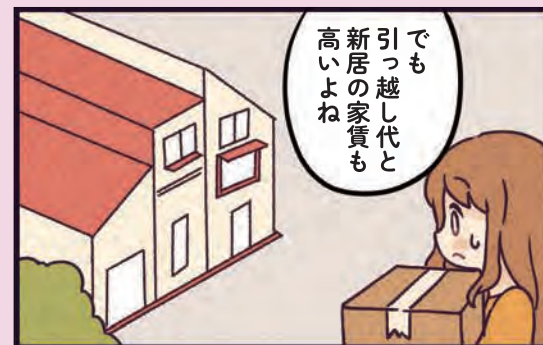
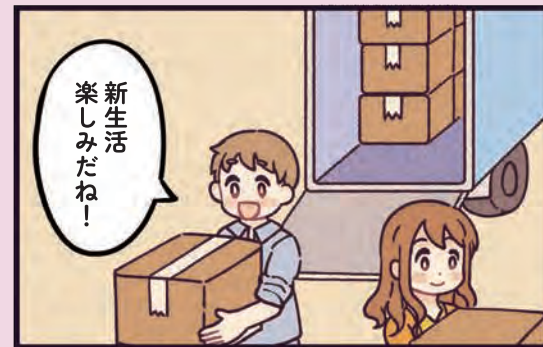


※子が未就学児（小学校入学前の子）である場合のみ対象となります。

出産



新生活



※賃貸借契約書の締結の日が入籍日の前後各1年の期間内で、受贈者名義で締結した賃貸借契約に基づくもののみが対象。また、当該契約締結日から3年を経過する日までの間に支払われたものが対象です。

結婚



※結納式・両家顔合せ、婚約指輪代、交通費・宿泊代と新婚旅行代等は対象外となります。